

# 食品小売廃棄物における再生利用の阻害要因

## —北海道を事例に—

共生基盤学専攻 共生農業資源経済学講座 食料農業市場学 小林佳織

### 1. 問題の所在

食品廃棄物が大量に発生している我が国において、その処理方法として再生利用が注目されて久しい。食品廃棄物の再生利用を促進するため、2008年に食品リサイクル法が改正されたが、食品小売業、外食産業において再生利用率は低迷している。中でも食品小売業においては、生鮮品の売れ残り等、再生利用を行ないやすい食品廃棄物が多く発生している。しかしながら、食品小売業における再生利用等実施率は2015年現在47%であり、さらなる再生利用の可能性を大きく残している。

### 2. 課題の設定と論文構成

本論文では、食品小売業において発生する食品廃棄物(以下、食品小売廃棄物)における再生利用の阻害要因を明らかにすることを課題とする。

上記の課題に接近するために、第1章では、再生利用における法的制度と再生利用の実施状況を整理する。続く第2章では、北海道の食品小売業において発生する食品廃棄物における再生利用の特徴を明らかにする。第3章では、北海道における食品小売廃棄物再生利用の展開と阻害要因を明らかにする。終章では、以上を総括し結論と展望を述べる。

### 3. 結論

第1章では、食品小売廃棄物は再生利用可能であるにもかかわらずその実施が進んでいないことを把握した。第2章では、北海道の食品小売廃棄物における再生利用の概要を整理し、札幌市、旭川市、函館市で再生利用実施の程度が異なることを明らかにした。第3章では、北海道における食品小売廃棄物の再生利用は、函館市では行われておらず、旭川市ではスーパーマーケット主導、札幌市では行政主導で展開したことを明らかにした。以上をふまえて、函館市を未実施型、旭川市をスーパー主導型、札幌市を行政主導型の展開と捉え、北海道における食品小売廃棄物の再生利用は以下のように展開すると考えられる。

まず、未実施型においては再生利用に対する行政の協力体制がなかった一方で、スーパー主導型においては行政の介入が最初にあった上で再生利用が展開したことから、未実施型の阻害要因は行政の非介入であると考えられる。また、スーパー主導型の問題点として、再生利用受け入れ量の限界が挙げられる。これは、スーパー主導型における再生利用者にとって再生利用業は販路確保の困難性から採算が取れず、受け入れ量拡大に至っていないことに起因する。このことからスーパー主導型の阻害要因は、再生利用事業における採算性の低さにあると考えられる。この問題に対応できたのが行政主導型である。行政主導によって再生利用受け入れ量が十分確保された結果、全てのスーパーマーケットにおいて食品廃棄物の再生利用が実施されている。しかし、その他の食品小売業においては一部に留まっている。これは、少量分散して食品廃棄物が発生するほど収集運搬の収益性が下がるためであるといわれている。食品小売廃棄物における再生利用の阻害要因は、少量分散して食品廃棄物が発生する零細食品小売業の性質にあるといえる。